

# 居宅介護支援重要事項説明書

【2026年6月1日現在】

## 1. 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 富士見市社会福祉協議会
所在地	富士見市大字鶴馬1932番地7
電話番号	049-254-0747
代表者名	会長 大久保 勇次
設立年月日	昭和45年4月8日

## 2. 居宅介護支援事業の概要

### (1) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立なサービスの提供に努めます。
- ・利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ・地域との結びつきを重視し、保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービス等を提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ・職員の意識向上と介護支援サービスの統一を図るために、定期的な会議を開催するとともに、内部研修の実施と外部研修への参加を積極的に進めます。
- ・介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

### (2) 提供できるサービスの種類

事業所名	富士見市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
所在地	埼玉県富士見市大字鶴馬1932番地7
介護保険法	居宅介護支援（1172900662）
通常の実業の実施地域	富士見市 ・ ふじみ野市 ・ 三芳町

### (3) 事業所の職員体制

職種	業務内容	員数
管理者 (主任介護支援専門員 (介護支援専門員と兼務))	従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。	1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	1名以上

(4) 事業所窓口の営業日、営業時間等

(営業日) 月曜日から金曜日まで

(祝祭日及び12月29日から1月3日 までを除く。)

(営業時間) 午前9時から午後5時まで

(担当) 管理者後藤由美子及び担当介護支援専門員

(電話) 049-254-0747

(FAX) 049-253-6313

(その他) 上記の営業日及び営業時間外は、以下の番号に連絡ください。

080-5779-4998

### 3. 居宅介護支援の内容

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて利用者及びその家族等と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者及びその家族等と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後、居宅サービス計画原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案に基づいて利用者及びその家族等並びに専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又はその家族等より文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し、結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が悪化した等の場合は、速やかに居宅サービス計画の変更のため、上記(2)から(5)までを実施します。

(8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者

の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供します。

- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合又は必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができることを説明します。
- ・利用者は、居宅サービス計画書に位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められます。

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1か月あたり以下の表に該当する金額を申し受け、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日住所地の市町村窓口提供しますと、居宅支援サービス計画費の返還を受けられます。

居宅介護支援費 (基本単位×10.42…富士見市)		1,086 単位	11,316 円	要介護 1・2
		1,411 単位	14,702 円	要介護 3・4・5
加 算 費 用	初回加算	300 単位	3,126 円	対象月のみ
	特定事業所加算 (I)	519 単位	5,407 円	対象月のみ
	特定事業所加算 (II)	421 単位	4,386 円	対象月のみ
	特定事業所加算 (III)	323 単位	3,365 円	対象月のみ
	特定事業所加算 (A)	114 単位	1,187 円	対象月のみ
	特定事業所医療介護連携加算	125 単位	1,302 円	対象月のみ
	入院時情報連携加算 (I)	250 単位	2,605 円	対象月のみ
	入院時情報連携加算 (II)	200 単位	2,084 円	対象月のみ
	退院・退所加算 (I) イ	450 単位	4,689 円	対象月のみ
	退院・退所加算 (I) ロ	600 単位	6,252 円	対象月のみ
	退院・退所加算 (II) イ	600 単位	6,252 円	対象月のみ
	退院・退所加算 (II) ロ	750 単位	7,815 円	対象月のみ
	退院・退所加算 (III)	900 単位	9,378 円	対象月のみ
	通院時情報連携加算	50 単位	521 円	対象月 1 回のみ
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	2,084 円	対象月 2 回を限度	

ターミナルケアマネジメント 加算	400 単位	4,168 円 対象月のみ
介護職員等処遇改善加算	介護支援専門員の賃金改善のため、利用者ごとの 1 ヶ月の総単位数(上記の介護度に応じた居宅介護支援費と各種加算)に 2.1%を乗じた額	

(2) 交通費

通常の事業の実施地域（富士見市・ふじみ野市・三芳町）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

利用者はいつでも解約することができます、一切料金はかかりません。

## 5. 居宅介護支援の留意事項

介護支援専門員の変更を希望される方は、管理者等にお申し出下さい。また、やむを得ない事情等により、事業所から、担当の介護支援専門員の変更をお願いすることもあります。

## 6. 虐待の防止

(1) 事業所は、利用者の権利を擁護するため、次に掲げる虐待の発生又はその再発を防止するための必要な対応を行います。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催し、結果を従業者に周知徹底
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための研修の定期的な実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(2) 従業者又は養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する養護者をいう。）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。

## 7. 業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な対策を行います。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 8. 衛生管理

(1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の備品及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な対策を行います。

(2) 事業所は、事業所内において、感染症が発生し、又はまん延しないよう次の号に掲げる対策を行います。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底
- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的な実施

## 9. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時期、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## 10. 秘密の保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を厳守いたします。
- (2) 事業者は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密が外部に漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ利用者及びその家族等からの同意をいただきます。

## 11. 事故発生時の対応等

事業者が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者が利用者に対して提供した居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、必要な損害賠償を速やかに行います。

## 12. サービス内容に関する苦情

相談窓口では、当事業所の居宅介護支援に関する相談及び苦情、又は居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談及び苦情を承ります。

《富士見市社会福祉協議会》 049-254-0747

《富士見市役所 高齢者福祉課》 049-251-2711

《ふじみ野市役所 高齢福祉課》 049-261-2611  
《三芳町役場 健康増進課》 049-258-0019  
《埼玉県国民健康保険団体連合会》 048-824-2568

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

**【事業者】**

所在地 埼玉県富士見市大字鶴馬1932-7  
名称 社会福祉法人 富士見市社会福祉協議会  
説明者 所属 富士見市社会福祉協議会居宅介護支援事業所  
介護支援専門員

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援の開始について、重要事項の説明を受け同意します。

年 月 日

**【利用者】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

**【家族・代理人】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_